

○内閣府告示第千五百九十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業 国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚

染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

○内閣府告示第千五百九十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 関西圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 関西圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業及び都市公園占用保育所等施設設置事業

○内閣府告示第千五百九十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百三十号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 新潟市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 新潟市 革新的農業実践特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略道路占用事業及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

○内閣府告示第千五百九十七号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 仙北市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 仙北市 地方創生・近未来特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国有林野活用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び国家戦略特別区域旅行業務取扱管理者確保事業

○内閣府告示第千五百九十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第六十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 仙台市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 仙台市 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略道路占用事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び一般社団法人等への信用保証制度の適用関連事業